

番号	契約担当課	契約締結前の情報					契約締結後の情報			
		事業名	履行場所	契約の概要	資格要件	契約締結の時期	契約相手方	契約金額(税込み)	契約期間	契約方法
1	総務課	庁舎清掃及び駐車場整理等業務委託	篠栗町内	庁舎(周辺)等の清掃整理	高年齢者等の雇用の安定等に関する法律第37条第1項に規定するシルバー人材センター連合若しくは同条第2項に規定するシルバー人事センターであり、当該業務に係る役務の提供が可能であること。	第1四半期	(公社)篠栗町シルバー人材センター	7,413,772円	平成31年4月1日から令和2年3月31日まで	随意契約(地方自治法施行令第167条の2第1項第3号該当)
2	福祉課	障がい者相談支援事業委託	糟屋郡久山町内	・福祉サービスの利用援助 ・社会資源を活用するための援助 他	地方自治法施行令第167条の2第3号に規定する障害者支援施設、地域活動支援センター、障害福祉サービス事業を行う施設、小規模作業所であり、当該業務に係る役務の提供が可能であること。	第1四半期	社会福祉法人 バプテスト心身障害児(者)を守る会 久山療育園	2,102,000円	平成31年4月1日から令和2年3月31日まで	随意契約(地方自治法施行令第167条の2第1項第3号該当)
3	福祉課	相談支援事業及び地域活動支援センター事業(I型)委託	糟屋郡志免町内	・精神障害者等への相談支援事業 ・精神障害者等の地域活動支援センター事業	地方自治法施行令第167条の2第3号に規定する障害者支援施設、地域活動支援センター、障害福祉サービス事業を行う施設、小規模作業所であり、当該業務に係る役務の提供が可能であること。	第1四半期	特定非営利活動法人 マインドリカバリー	4,561,000円	平成31年4月1日から令和2年3月31日まで	随意契約(地方自治法施行令第167条の2第1項第3号該当)
4	福祉課	地域活動支援センター支援事業委託(Ⅲ型)	糟屋郡粕屋町内	障害者の自立及び社会参加支援事業	地方自治法施行令第167条の2第3号に規定する障害者支援施設、地域活動支援センター、障害福祉サービス事業を行う施設、小規模作業所であり、当該業務に係る役務の提供が可能であること。	第1四半期	社会福祉法人 福岡あけぼの会	2,839,000円	平成31年4月1日から令和2年3月31日まで	随意契約(地方自治法施行令第167条の2第1項第3号該当)
5	福祉課	糟屋中南部障害者(児)地域自立支援協議会事務局に係る業務委託	糟屋郡久山町内	障害者の自立及び社会参加支援事業	地方自治法施行令第167条の2第3号に規定する障害者支援施設、地域活動支援センター、障害福祉サービス事業を行う施設、小規模作業所であり、当該業務に係る役務の提供が可能であること。	第1四半期	社会福祉法人 バプテスト心身障害児(者)を守る会 久山療育園	1,172,000円	平成31年4月1日から令和2年3月31日まで	随意契約(地方自治法施行令第167条の2第1項第3号該当)
6	こども育成課	篠栗町立児童館衛生管理業務	やまばと児童館 たけのこ児童館 すぎのこ児童館	・館内清掃 ・草木剪定、消毒等	高年齢者等の雇用の安定等に関する法律第37条第1項に規定するシルバー人材センター連合若しくは同条第2項に規定するシルバー人事センターであり、当該業務に係る役務の提供が可能であること。	第1四半期	(公社)篠栗町シルバー人材センター	1,597,148円	平成31年4月1日から令和2年3月31日まで	随意契約(地方自治法施行令第167条の2第1項第3号該当)
7	産業観光課	公衆便所清掃管理業務委託	篠栗町大字若杉 他	清掃、維持管理業務	高年齢者等の雇用の安定等に関する法律第37条第1項に規定するシルバー人材センター連合若しくは同条第2項に規定するシルバー人事センターであり、当該業務に係る役務の提供が可能であること。	第1四半期	(公社)篠栗町シルバー人材センター	6,096,149円	平成31年4月1日から令和2年3月31日まで	随意契約(地方自治法施行令第167条の2第1項第3号該当)
8	産業観光課	生活環境保全林管理委託業務	篠栗町大字金出地内	生活環境保全林及び周辺施設の維持管理	高年齢者等の雇用の安定等に関する法律第37条第1項に規定するシルバー人材センター連合若しくは同条第2項に規定するシルバー人事センターであり、当該業務に係る役務の提供が可能であること。	第1四半期	(公社)篠栗町シルバー人材センター	1,837,696円	平成31年4月1日から令和2年3月31日まで	随意契約(地方自治法施行令第167条の2第1項第3号該当)
9	産業観光課	篠栗九大の森駐車場開閉業務委託	篠栗九大の森	篠栗九大の森駐車場および遊歩道の開錠施錠	高年齢者等の雇用の安定等に関する法律第37条第1項に規定するシルバー人材センター連合若しくは同条第3項に規定するシルバー人事センターであり、当該業務に係る役務の提供が可能であること。	第1四半期	(公社)篠栗町シルバー人材センター	674,640円	平成31年4月1日から令和2年3月31日まで	随意契約(地方自治法施行令第167条の2第1項第3号該当)
10	都市整備課	鳴淵ダム公園内美化整備業務委託	篠栗町大字金出地内	人力除草 延べ22,530㎡ 機械除草 延べ75,342㎡ 高木剪定 476本 中低木剪定100cm未満 27本 中低木剪定100～200cm未満 116本	高年齢者等の雇用の安定等に関する法律第37条第1項に規定するシルバー人材センター連合若しくは同条第2項に規定するシルバー人事センターであり、当該業務に係る役務の提供が可能であること。	第1四半期	(公社)篠栗町シルバー人材センター	2,200,830円	平成31年4月1日から令和2年3月31日まで	随意契約(地方自治法施行令第167条の2第1項第3号該当)

番号	契約担当課	契約締結前の情報					契約締結後の情報			
		事業名	履行場所	契約の概要	資格要件	契約締結の時期	契約相手方	契約金額(税込み)	契約期間	契約方法
11	都市整備課	ストックヤード清掃整理・回収業務	篠栗町内	ストックヤード内及び周辺の清掃 ストックヤード内の資源物の整理・搬出・計量	高年齢者等の雇用の安定等に関する法律第37条第1項に規定するシルバー人材センター連合若しくは同条第2項に規定するシルバー人事センターであり、当該業務に係る役務の提供が可能であること。	第1四半期	(公社)篠栗町シルバー人材センター	3,579,000円	平成31年4月1日から令和2年3月31日まで	随意契約(地方自治法施行令第167条の2第1項第3号該当)
12	都市整備課	旅石公園草刈業務	篠栗町内	・公園内の草刈・樹木剪定・美化清掃等	高年齢者等の雇用の安定等に関する法律第37条第1項に規定するシルバー人材センター連合若しくは同条第2項に規定するシルバー人事センターであり、当該業務に係る役務の提供が可能であること。	第1四半期	(公社)篠栗町シルバー人材センター	644,000円	平成31年4月13日から令和2年1月31日まで	随意契約(地方自治法施行令第167条の2第1項第3号該当)
13	都市整備課	町道草刈・剪定及び篠栗駅東側自由通路清掃業務委託	篠栗町内	草刈路線 22路線 清掃路線 1路線	高年齢者等の雇用の安定等に関する法律第37条第1項に規定するシルバー人材センター連合若しくは同条第2項に規定するシルバー人事センターであり、当該業務に係る役務の提供が可能であること。	第1四半期	(公社)篠栗町シルバー人材センター	7,299,104円	平成31年4月1日から令和2年3月27日まで	随意契約(地方自治法施行令第167条の2第1項第3号該当)
14	上下水道課	上下水道量水器検針業務	篠栗町内	上下水道量水器検針業務	高年齢者等の雇用の安定等に関する法律第37条第1項に規定するシルバー人材センター連合若しくは同条第2項に規定するシルバー人事センターであり、当該業務に係る役務の提供が可能であること。	第1四半期	(公社)篠栗町シルバー人材センター	52円/件 事務費10%/件 ※消費税等別	平成31年4月5日から令和2年3月31日まで	随意契約(地方自治法施行令第167条の2第1項第3号該当)
15	社会教育課	篠栗町立歴史民俗資料室管理運営業務及び清掃委託業務	篠栗町立歴史民俗資料室	管理運営業務 午前9時～午後4時(土、日) 清掃委託業務 毎週1.2回程度	高年齢者等の雇用の安定等に関する法律第37条第1項に規定するシルバー人材センター連合若しくは同条第2項に規定するシルバー人事センターであり、当該業務に係る役務の提供が可能であること。	第1四半期	(公社)篠栗町シルバー人材センター	837,760円	平成31年4月1日から令和2年3月31日まで	随意契約(地方自治法施行令第167条の2第1項第3号該当)
16	社会教育課	篠栗町総合センター施設清掃業務委託	篠栗町総合センター(クリエイティブ篠栗)	施設内外の清掃及び整理、部屋貸出のための準備等	高年齢者等の雇用の安定等に関する法律第37条第1項に規定するシルバー人材センター連合若しくは同条第4項に規定するシルバー人事センターであり、当該業務に係る役務の提供が可能であること。	第1四半期	(公社)篠栗町シルバー人材センター	4,129,216円	平成31年4月1日から令和2年3月31日まで	随意契約(地方自治法施行令第167条の2第1項第3号該当)
17	社会教育課	篠栗町総合運動公園貸出受付業務	篠栗町総合運動公園管理棟内	体育施設利用の受付業務等	高年齢者等の雇用の安定等に関する法律第37条第1項に規定するシルバー人材センター連合若しくは同条第2項に規定するシルバー人事センターであり、当該業務に係る役務の提供が可能であること。	第1四半期	(公社)篠栗町シルバー人材センター	4,830,336円	平成31年4月1日から令和2年3月31日まで	随意契約(地方自治法施行令第167条の2第1項第3号該当)
18	社会教育課	篠栗町総合運動公園グラウンド等管理業務	篠栗町総合運動公園内	草刈等業務	高年齢者等の雇用の安定等に関する法律第37条第1項に規定するシルバー人材センター連合若しくは同条第3項に規定するシルバー人事センターであり、当該業務に係る役務の提供が可能であること。	第1四半期	(公社)篠栗町シルバー人材センター	4,334,400円	平成31年4月1日から令和2年3月31日まで	随意契約(地方自治法施行令第167条の2第1項第3号該当)
19	社会教育課	篠栗町総合運動公園トイレ清掃業務	篠栗町総合運動公園内	公園内トイレ清掃	高年齢者等の雇用の安定等に関する法律第37条第1項に規定するシルバー人材センター連合若しくは同条第4項に規定するシルバー人事センターであり、当該業務に係る役務の提供が可能であること。	第1四半期	(公社)篠栗町シルバー人材センター	1,526,404円	平成31年4月1日から令和2年3月31日まで	随意契約(地方自治法施行令第167条の2第1項第3号該当)
20	社会教育課	篠栗町総合運動公園除草業務	篠栗町総合運動公園内	公園内の除草、ゴミ拾い等	高年齢者等の雇用の安定等に関する法律第37条第1項に規定するシルバー人材センター連合若しくは同条第2項に規定するシルバー人事センターであり、当該業務に係る役務の提供が可能であること。	第1四半期	(公社)篠栗町シルバー人材センター	2,998,080円	平成31年4月1日から令和2年3月31日まで	随意契約(地方自治法施行令第167条の2第1項第3号該当)

番号	契約担当課	契約締結前の情報					契約締結後の情報			
		事業名	履行場所	契約の概要	資格要件	契約締結の時期	契約相手方	契約金額(税込み)	契約期間	契約方法
21	社会教育課	篠栗町民体育館受付管理業務	篠栗町民体育館	受付、管理業務	高年齢者等の雇用の安定等に関する法律第37条第1項に規定するシルバー人材センター連合若しくは同条第2項に規定するシルバー人事センターであり、当該業務に係る役務の提供が可能であること。	第1四半期	(公社)篠栗町シルバー人材センター	3,749,536円	平成31年4月1日から令和2年3月31日まで	随意契約(地方自治法施行令第167条の2第1項第3号該当)
22	社会教育課	篠栗町合併50周年記念体育館・篠栗町武道館受付管理業務	合併50周年記念体育館	受付、管理業務	高年齢者等の雇用の安定等に関する法律第37条第1項に規定するシルバー人材センター連合若しくは同条第2項に規定するシルバー人事センターであり、当該業務に係る役務の提供が可能であること。	第1四半期	(公社)篠栗町シルバー人材センター	3,816,960円	平成31年4月1日から令和2年3月31日まで	随意契約(地方自治法施行令第167条の2第1項第3号該当)
23	社会教育課	篠栗町社会体育館清掃業務委託	篠栗町社会体育館	篠栗町立社会体育館	高年齢者等の雇用の安定等に関する法律第37条第1項に規定するシルバー人材センター連合若しくは同条第2項に規定するシルバー人事センターであり、当該業務に係る役務の提供が可能であること。	第1四半期	(公社)篠栗町シルバー人材センター	516,096円	平成31年4月1日から令和2年3月31日まで	随意契約(地方自治法施行令第167条の2第1項第3号該当)
24	学校教育課	篠栗幼稚園園内清掃業務	篠栗町立篠栗幼稚園	施設、設備及び屋外の清掃、草取り	高年齢者等の雇用の安定等に関する法律第37条第1項に規定するシルバー人材センター連合若しくは同条第2項に規定するシルバー人事センターであり、当該業務に係る役務の提供が可能であること。	第1四半期	(公社)篠栗町シルバー人材センター	516,096円	平成31年4月1日から令和2年3月31日まで	随意契約(地方自治法施行令第167条の2第1項第3号該当)
25	学校教育課	勢門幼稚園園内清掃業務	篠栗町立勢門幼稚園	施設、設備及び屋外の清掃、草取り	高年齢者等の雇用の安定等に関する法律第37条第1項に規定するシルバー人材センター連合若しくは同条第2項に規定するシルバー人事センターであり、当該業務に係る役務の提供が可能であること。	第1四半期	(公社)篠栗町シルバー人材センター	516,096円	平成31年4月1日から令和2年3月31日まで	随意契約(地方自治法施行令第167条の2第1項第3号該当)